許認可等審查基準事項一覧表 (土壤汚染対策法(汚染土壤処理業)関係)

所管局名 みどり環境局

	許認可等 根拠 設定等 標準処							
	課名	事項名	根拠法令	条項	審査基準	区分	理日数	備考
1	水・土壌	汚染土壌処理業の許可(分	土壌汚染	法 第	法第22条第3項に適合すること及び平	法律	120日	
	環境課	別等処理施設)	対策法	22 条	成31年3月1日環水大土発第1903018			
				第1項	号「汚染土壌処理業の許可及び汚染			
					土壌の処理に関する基準について」			
					(以下、「環境省通知」という。)のとおり			
2		汚染土壌処理業の許可(浄			法第22条第3項に適合すること及び環	法律	150日	
		化等処理施設、セメント製造			境省通知のとおり			
		施設、埋立処理施設、自然						
		由来等土壤利用施設)						
3		汚染土壌処理業の更新の許		法 第	法第22条第5項にて準用する法第22	法律	120日	
		可(分別等処理施設)		22 条	条第3項に適合すること及び環境省通			
				第4項	知のとおり			
4		汚染土壌処理業の更新の許			法第22条第5項にて準用する法第22	法律	150日	
		可(浄化等処理施設、セメン			条第3項に適合すること及び環境省通			
		卜製造施設、埋立処理施設、			知のとおり			
		自然由来等土壤利用施設)						
5		汚染土壌処理業の変更の許		法 第	法第23条第1項にて準用する法第22	法律	120日	
		可(分別等処理施設)		23 条	条第3項に適合すること及び環境省通			
				第1項	知のとおり			
6		汚染土壌処理業の変更の許			法第23条第1項にて準用する法第22	法律	150日	
		可(浄化等処理施設、セメン			条第3項に適合すること及び環境省通			
		卜製造施設、埋立処理施設、			知のとおり			
		自然由来等土壤利用施設)						
7		汚染土壌処理業の譲渡及び		法 第	法第27条の2第2項にて準用する法第	法律	60日	
		譲受の承認		27 条	22条第3項に適合すること及び環境省			
				の2第	通知のとおり			
				1項				
8		汚染土壌処理業の合併及び		法 第	法第27条の3第2項にて準用する法第	法律	60日	
		分割の承認		27 条	22条第3項に適合すること及び環境省			
				の3第	通知のとおり			
]			1項				
9		汚染土壌処理業の相続の承		法 第	法第27条の4第3項にて準用する法第	法律	60日	
		認		27 条	22条第3項に適合すること及び環境省			
				の4第	通知のとおり			
				1項				

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準	設定等 区分	標準処理日数	備考
10	水·土壌 環境課	地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認申請	-		地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合していること及び環境 省通知のとおり	省令	15日	
11		1年間継続して省令の規定 に従って大気汚染有害物質 を排出している旨の確認申請		省令 第5条 第21号 口	1年間継続して省令の規定に従って大 気汚染有害物質を排出していること及 び環境省通知のとおり	省令	15日	
12		汚染土壌処理業許可証の 再交付申請		省令 第 17 条第2 項	省令第17条第2項に該当するとき	省令	15日	

[※]浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設、自然由来等土壌利用施設及び分別等処理施設とは、汚染土壌処理業に関する省令第1 条に規定する施設をいう。

不利益処分基準事項一覧表

所管局名 みどり環境局

	課名	許認可等 事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準	設定 等区 分	備考
1	水・土壌環	汚染土壌処理業に	土壌汚染	法第24条	法第22条第6項の環境省令で定める	法律	
	境課	対する改善命令	対策法		汚染土壌の処理に関する基準に適合		
					しない汚染土壌の処理が行われたと		
					認めるとき及び環境省通知のとおり		
2		汚染土壌処理業の		法第 25条	法第25条第1項の各号のいずれかに	法律	
		許可の取消し等		第1項	該当するとき及び環境省通知のとおり		
3		汚染土壌処理業の		法第 27条	法第27条第2項に該当するとき及び環	法律	
		許可の取消し等の場		第2項	境省通知のとおり		
		合の措置命令					